（別添４）

歯科技工士の業務従事者届記載要領

１　基本事項

(1)　氏名・年齢

歯科技工士名簿に登録されている氏名及び年齢（届出を行う年の 12 月 31 日現在における満年齢）を記入すること。旧姓を併記することが可能であるが、旧姓のふりがなの記載は不要。

(2)　性別

該当する性別を記入すること。

(3)　住所

現に居住している場所を記入すること。

(4)　登録番号・登録年月日

昭和 57 年３月 31 日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

２　業務に従事する場所

(1)　一般事項

①　該当する数字を○で囲むこと。

②　複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの一つについて記入すること。

③　「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長）から通知された歯科技工所番号を記載すること。

(2)　業務に従事する場所の説明

①　歯科技工所

歯科技工士法第２条第３項に規定する歯科技工所において業務に従事している者

②　病院又は診療所

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項又は第２項に規定する病院又は診療所に勤務する者であって、当該病院又は診療所において診療中の患者のための歯科技工の業務に従事している者

③　歯科技工士学校又は養成所

文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所において業務に従事している者

④　事業所

１から３に該当しない事業所又は事務所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所）において業務に従事している者

⑤　その他

１から４に該当しない場所において業務に従事している者

(3)　所在地・名称

①　所在地　現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

②　名称　　現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

３　その他

業務従事者の届出義務については、実際に業務に従事している場合に生じるものであり、歯科技工士の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、歯科技工士学校養成所、研究機関など、歯科技工士の専門的知識を用いて歯科技工士の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、届出が行われた場合は、受理するものとすること。